

うきは6次産業化研究開発・事業化支援センター指定管理業務 委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

うきは6次産業化研究開発・事業化支援センター指定管理業務

2 業務の内容

別に定める「うきは6次産業化研究開発・事業化支援センター指定管理業務委託仕様書」のとおりとする。

3 委託の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

4 委託事業者選定方法

公募型プロポーザル方式とし、「うきは6次産業化研究開発・事業化支援センター指定管理業務プロポーザル審査委員会」の審査結果に基づき候補者を選定する。

5 指定管理料

本業務にかかる指定管理料は、年額8,500,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。*維持管理費(光熱費、電気代、ガス代、水道代)は候補者が負担。

(*令和2年度実績は200万程度。)

6 提案参加条件

(1) 参加資格

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)による更生手続き又は再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

エ この公告の日から提案書の提出期限までの間に、うきは市指名停止等措置要綱(平成17年3月20日告示第74号)に基づく指名停止を現に受けていないこと。

オ 国税及び地方税の滞納がないこと。

カ 暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者で、明らかに請負者として不適当であると認められる者でないこと。

(2) 複数提案参加の禁止

提案参加者は、1つの提案のみとする。

(3) 共同事業体について

- ア 共同提案者は、参加表明書（様式第 1 号）、会社概要書（様式第 3 号）及び業務実績表（様式第 4 号）をそれぞれ提出すること。また、すべての共同提案者は、上記（1）～（3）に定める参加条件を満たしていること。
- イ 本市と共同事業体との意思伝達窓口として幹事者を定めること。なお、契約となった場合は幹事者を契約相手方とする。
- ウ 共同事業体により業務を実施する場合は、幹事者を記したうえで各々の役割分担がわかる体制図（任意の様式）を提出すること。

7 選定スケジュール

公募開始	令和 3 年 10 月 6 日（水）
質問受付	令和 3 年 10 月 6 日（水）～令和 3 年 10 月 15 日（金） 17 時 15 分まで（必着：電子メールにて受付）
参加表明書提出	令和 3 年 10 月 22 日（金）17 時 15 分まで（必着）
提案書等の提出	令和 3 年 11 月 1 日（月）17 時 15 分まで（必着）
1 次審査結果通知	令和 3 年 11 月 5 日（金）
2 次審査 （プレゼンテーション）	令和 3 年 11 月 11 日（木） （於：うきは市役所 吉井庁舎 101 会議室）
結果通知	令和 3 年 11 月中旬
業務委託契約締結	令和 4 年 1 月以降

8 参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書（様式第 1 号） 正本 1 部

(2) 参加表明書提出期限

令和 3 年 10 月 22 日（金） 17 時 15 分まで

(3) 提出方法

持参又はうきは市が受領した事実の証明が可能な方法である書留等（簡易書留可）による郵送で提出すること。

9 提案書等の提出について

(1) 提案書（様式第 2 号） 正本 1 部

(2) 企画書（自由様式） 正本 1 部 副本 5 部

ア A4 版とし、様式は特に定めのないものとする。

イ 仕様書に沿って企画提案を行い、特色がわかりやすいものとする。具体的には本仕様書の審査基準に掲げる区分又は審査項目にしたがって提案し、以下の項目については必ず記載すること。なお、図表を用いることも可能とする。

(ア) 業務目的達成のための基本的な考え方及び提案のポイント

(イ) 国の動向等を踏まえた具体的な作業スケジュール及び業務量の見込み等

(ウ) 具体的な内容（各審査項目ごと）

ウ 仕様書の要求事項にかかわらず、提案者の知識と経験を活用して留意事項や指摘点を示すなど、本業務が最大限の成果を上げるための提案等があれば記載すること。

エ 各項目の記載内容について、仕様書に示す要求事項を上回る内容の提案をする場合は、そのポイントを明確に記載すること。

(3) 付属書類 正本各1部

ア 会社概要書（様式第3号）

イ 業務実績表（様式第4号）

ウ 業務実施体制（様式第5号）

エ 国税、都道府県税及び市区町村税に滞納がないことの証明書

オ 暴力団排除に関する誓約書（別紙）

(4) 見積書（様式第6号） 正本1部

ア 本業務の実施に要するすべての経費について、作業項目ごとに記載すること。（積算内訳書については任意様式）

イ 見積額は、消費税及び地方消費税を含む額とする。（年額）

(5) 提案書等提出期限

令和3年11月1日（月） 17時15分まで

(6) 提出方法

持参又はうきは市が受領した事実の証明が可能な方法である書留等（簡易書留可）による郵送で提出すること。

10 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

ア 1次審査及び2次審査による審査を行う。

イ 1次審査は、書類審査により実施し、評価点の高い提案者（上位3社程度）を1次審査合格者とする。1次審査の結果は、確定後直ちに参加者全てに対して文書にて通知する。

ウ 2次審査は、提出された提案書・企画書及びプレゼンテーションにより行う。

エ プレゼンテーションは、1社につき30分（説明20分、質疑10分）を予定し、順次個別に行う。なお、出席者は3名以内とし、説明は委託業務を直接担当する者または管理責任者が行うこととする。

オ 審査の結果により提案内容について順位付けを行い、順位が1位の提案者を受託優先交渉権者とする。

カ 詳細については、別途連絡することとする。

(2) 審査基準

■審査項目

審査項目	審査項目	配点
業務の遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ■人員体制等が具体的に提案されているか ■責任者・担当者は本業務に関する専門的知識や経験を有し、的確な支援が可能であるか。(業務遂行に有用な資格の有無、経験年数等) ■スケジュールが具体的で、長期展望が見据えられ実現可能なものか。 	30点
企画提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ■市の方針、業務の目的、条件、内容の理解度、本業務に対する実施方針や基本的な考え方が具体的かつ明確に示され、その内容は適切なものか。 ■市内の農林業等をふまえた具体的な対応、手法が示されているか。 ■本事業の目的を把握した独自の考察・効果的な提案となっているか。 ■施設の利用拡大及び加工品等の販路拡大を図るための方策に創意工夫がなされているか。 ■自立に基づく加工品開発、販売拡大に伴う利益を生む意識のもと計画されているか。 	30点
指定管理者としての能力	<ul style="list-style-type: none"> ■経営方針、取り組み体制等の計画スキームは適切か ■緊急時の迅速な危機管理体制が確立されているか。 ■利用者に対する対応・防止等が図られているか。 ■加工品開発、販路拡大等、自立に基づき利益を生む意識のもと計画されているか。 	15点
プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ■わかりやすさ ■表現力、熱意、積極性 ■質疑に対する回答の明確さ 	5点
見積書	<ul style="list-style-type: none"> ■委託料上限額に対する提案価格の割合 	20点

1 1 質問の受付と回答方法

- (1) 提出書類
質問書（様式は任意）による。（連絡先は必ず明記すること。）
- (2) 提出期限
令和3年10月15日（金）17時15分まで（期限を過ぎた質問には回答しない。）
- (3) 提出方法
電子メールによる <UC000322@city.ukiha.lg.jp>
- (4) 回答方法
電子メールにて回答
※ 令和3年10月22日（金）（予定）に参加表明書を提出したすべての者に全質疑
応答集をメールにて送付する。

1 2 失格

次のいずれかに該当するときは、失格とすることがある。

- (1) 本実施要領で定めた提出方法、提出先、提出期限等に適合しないとき。
- (2) 本実施要領で定めた条件及び様式に適合しないとき。
- (3) 提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) 提案書の提出から契約締結までの間に、うきは市から指名停止等の措置を受けることとなったとき。
- (6) 審査結果に影響を与えるような不正行為を行ったとき。
- (7) その他本実施要領に違反すると認められたとき。

1 3 契約

- (1) 受託優先交渉権者選定後は、事務局と業務詳細について協議を重ねた上で、契約内容に関する協議が整ったときは、契約を締結することとする。
- (2) 契約内容に関する協議が成立しないとき又は契約の締結までに受託優先交渉権者若しくはその構成員のいずれかが参加資格の要件を欠いたときは、審査結果次点の者とうきは市で順次協議を行うことができるものとする。
- (3) 契約及び手続は、うきは市契約規則に従い行う。
- (4) 選定された企画提案書の内容等によって、仕様書の一部を変更した上で契約を締結する場合がある。

1 4 その他留意事項

- (1) 提案参加に関しての必要な費用は、提案参加者の負担とする。
- (2) 原則として、提出された書類等は返却しない。

- (3) 提出された書類は、本プロポーザルにかかる審査の目的外には使用しない。
- (4) 提出された書類は、本プロポーザルにかかる審査の目的の範囲で複製することがある。
- (5) 審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。
- (6) 業務を行うにあたっては、事務局と密接に連絡を取り合い、この要領に記載のない事項については、事務局の了承を受けた上で実施するものとする。
- (7) 本プロポーザルにかかる情報公開請求があった場合は、うきは市情報公開条例（平成17年3月20日条例第8号）に基づき、提出書類を開示する場合がある。

1 5 事務局（書類の提出先）

うきは市農林振興課農政係（担当：高山、川原）

所在地 〒839-1393 福岡県うきは市吉井町新治 316 番地

電話 0943-75-4975（課直通）／ FAX 0943-75-3114

メールアドレス UC000322@city.ukiha.lg.jp